



市章

# 大津市公報

令和6年7月3日  
号外(第47号)発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目次

43	大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例	1
44	大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例	1
45	大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	2
46	大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	2
47	大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	2
48	大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3
49	大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3
50	大津市介護保険法に基づく地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3
51	大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	4
52	大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例	4

## 条例

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年7月3日

大津市長 佐藤健司

### 大津市条例第43号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市都市公園等施設整備・運営事業審査委員会の項の次に次のように加える。

大津市緑の基本計画審議会	都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項の規定に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を改定するために必要な事項を調査審議すること。	6人以内	学識経験を有する者、市民団体から選出された者及び関係行政機関から選出された者
--------------	--	------	--

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年7月3日

大津市長 佐藤健司

### 大津市条例第44号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市乳がん検診協議会の項を削る。

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年7月3日

大津市長 佐藤 健 司

#### 大津市条例第45号

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例（平成27年条例第78号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項、別表第2の1の項、6の項及び8の項並びに別表第3の1の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年7月3日

大津市長 佐藤 健 司

#### 大津市条例第46号

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「30人」を「25人」に改め、同項第2号中「20人」を「15人」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条第2項の規定による子どもの教育及び保育に従事する職員の数については、当該職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、同項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年7月3日

大津市長 佐藤 健 司

#### 大津市条例第47号

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項第1号中「30人」を「25人」に改め、同項第2号中「20人」を「15人」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第17条第3項の規定による園児の教育及び保育に直接従事する職員の数については、当該職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、同項の規定にかかわらず、当分の

間、なお従前の例によることができる。

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年7月3日

大津市長 佐藤 健 司

#### 大津市条例第48号

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定による保育士又は保育従事者の数については、これらの者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、これらの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年7月3日

大津市長 佐藤 健 司

#### 大津市条例第49号

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第36条第2項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第36条第2項の規定による保育士の数については、その配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、同項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

大津市介護保険法に基づく地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年7月3日

大津市長 佐藤 健 司

#### 大津市条例第50号

大津市介護保険法に基づく地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「大津市地域包括支援センター運営協議会」の次に「（以下「協議会」という。）」を加える。

第4条第2項中「前項の」を「第1項の」に、「大津市地域包括支援センター運営協議会」を「協議会」に改め、同項の表中「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に定める員数の当該各号に掲げる常勤の職員を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターが同項の職員及びその員数の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。
- 3 前2項の場合において、常勤の職員の員数については、協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年7月3日

大津市長 佐 藤 健 司

#### 大津市条例第51号

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440」を「12,500」に、「13,320」を「13,350」に、「10,670」を「10,800」に、「11,550」を「11,650」に、「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,950」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 新条例第5条第2項及び別表の規定は、令和6年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 3 改正前の大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づいて令和6年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定による損害補償は、新条例の規定による損害補償の内払とみなす。

大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年7月3日

大津市長 佐 藤 健 司

#### 大津市条例第52号

大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉施設条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表保育所の部大津市立伊香立保育園の項中「大津市伊香立下龍華町566番地」を「大津市伊香立下龍華町584番地の157」に改める。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。